

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎指定管理者)

(所管課 都市建設部建築営繕課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等	
	指摘事項等の内容別件数	2
1	株式会社レキオス・アスリンクホーム株式会社共同企業体	
(1)	是正事項	2
(2)	注意事項	2
2	建築営繕課	
(1)	是正事項	2
(2)	注意事項	3
第7	むすび	3

第1 監査の対象

1 対象範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された指定管理者管理委託料に係る事務等

2 対象者

- (1) 浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎指定管理者 株式会社レキオス・アスリンクホーム株式会社共同企業体
- (2) 所管課 都市建設部建築営繕課

第2 監査の期間

令和4年9月9日から同年11月16日まで

第3 監査の方法

今回の監査は、提出された監査調書、指定管理委託関係資料、決算書、諸帳簿及び証ひょう類等を基に、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象者	監査委員
令和4年11月16日(水)	浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎指定管理者 株式会社レキオス・アスリンクホーム株式会社共同企業体 所管課 建築営繕課	宮 島 達 彦 大 城 翼

第5 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

対象者	指摘事項等の内容別件数			
	指摘事項	是正事項	注意事項	合計
株式会社レキオス・アスリンクホーム株式会社共同企業体	—	2	1	3
建築営繕課	—	2	5	7
合計	—	4	6	10

備考 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

1 株式会社レキオス・アスリンクホーム株式会社共同企業体

(浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎の指定管理者)

(1) 是正事項

事業報告書について

(ア) 収支報告書の内訳に誤記載があるもの

(イ) 収支集計表の管理業務費及び維持修繕費等の内訳に誤記載があるもの

(2) 注意事項

月次の業務管理報告書及び維持修繕業務実施状況報告書について

業務管理報告書に見込額を記載するなどして、数値の正確性を欠いたもの

2 建築営繕課

(1) 是正事項

事業報告書について

(ア) 指定管理者が提出した収支報告書の内訳の誤記載を確認できていなかったもの

(イ) 指定管理者が提出した収支集計表の管理業務費及び維持修繕費等の内訳の誤記載を確認できていなかったもの

(2) 注意事項

- ① 浦添市民住宅等の設置及び管理に関する条例について
条例第4条第2項の規定による入居者の公募に当たって行う必要な事項の公告のうち、家賃について公告がなされていなかったもの
- ② 月次の業務管理報告書及び維持修繕業務実施状況報告書について
指定管理者が提出した業務管理報告書に、見込額を記載するなどして数値の正確性を欠いた誤記載を確認できていなかったもの
- ③ モニタリングについて
 - (ア) 令和3年度のモニタリング実施状況（年間評価）調査を令和4年5月30日付けで指定管理者から受け付けているが、市の評価がなされていなかったもの
 - (イ) 指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル4(3)の市の総合評価の結果について、ホームページで公表されていなかったもの
- ④ 協定書について
第10条の行政財産の目的外使用に関する事項について適正な内容を記載する必要があるもの

第7 むすび

指定管理者は、提出した報告書等に正確でない点があったので、記載、集計等は正確であることを徹底されたい。建築営繕課は、その報告書等の内容が正確であるかの確認に努められたい。

建築営繕課は、指定管理者と意思疎通を図り、その意見を取り入れ、業務の効率化に努められたい。

モニタリングについては、指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアルに沿って、速やかにモニタリング評価を行い、公表されたい。

維持修繕費について一定の額を超える場合は、建築営繕課と指定管理者が協議して修繕等を行いたいとの説明があった。協定書に明記して費用対効果の向上に努められたい。

最後に、財務部行財政改革推進課におかれては、利用料金制度に留意しつつ、指定管理者に支出する委託料の算定の目安その他協定書の内容等について、指定管理制度全体の内部統制として調査研究に取り組んでいただきたい。